

**令和元年第2回泉南市議会定例会議案補助資料  
条例新旧対照表**



## 資料一覧表

(令和元年6月5日提出)

議案		件名	ページ
種類	番号		
報告	2	専決処分の承認を求めるについて（泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例の制定について）	5
報告	3	専決処分の承認を求めるについて（泉南市都市計画税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	21
報告	4	専決処分の承認を求めるについて（泉南市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	23
議案	4	泉南市行政不服審査に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25
議案	5	職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例の制定について	27
議案	6	特別職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について	29
議案	7	泉南市財政状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
議案	8	泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	33
議案	9	泉南市立公民館条例等の一部を改正する条例の制定について	41
議案	10	泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	43
議案	11	泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	47

議 案		件 名	ページ
種 類	番 号		
議 案	12	災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	49
議 案	13	泉南市し尿処理場設置並びに管理条例の一部を改正する条例の制定について	51
議 案	14	泉南市の公害防止と環境保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について	53

第1条 泉南市市税賦課徴収条例（昭和32年泉南市条例第6号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄付金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限り、）を支出した場合には、<u>法第314条の7第1項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同項第1号</u>に掲げる寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第2項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第6条の2の3の2 平成22年度から平成43年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第6項</u>（同条第9項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第23条 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金若しくは金銭又は次の各号に掲げる寄附金若しくは金銭（大阪府地方税法第37条の2第1項第3号に掲げる寄付金に関する条例（平成26年大阪府条例第135号）第2条の規定により指定された寄附金税額控除の対象となる寄附金のうち、市内に事務所又は事業所を有する法人又は団体に支出したものに限り、）を支出した場合には、<u>同項</u>に規定するところにより控除すべき額（当該納税義務者が前年中に<u>同条第2項</u>に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第19条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2 前項の特例控除額は、<u>法第314条の7第11項</u>（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>附 則</p> <p>第6条の2の3の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、<u>法附則第5条の4の2第5項</u>（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第19条及び第22条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>

改正前	改正後
<p>2 前項の規定は、次に掲げる場合に限り適用する。</p> <p>(1) 前項の規定の適用を受けようとする年度分の第26条第1項の規定による申告書（その提出期限後において市民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された第27条第1項の確定申告書を含む。）に租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等特別税額控除額の控除に関する事項の記載がある場合（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を含む。）</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、前項の規定の適用を受けようとする年度の初日の属する年の1月1日現在において法第317条の6第1項の規定によって給与支払報告書を提出する義務がある者から給与の支払を受けている者であつて、前年中において給与所得以外の所得を有しなかつたものが、前年分の所得税につき租税特別措置法第41条の2の2の規定の適用を受けている場合</p> <p>3 第1項の規定の適用がある場合における第23条の2及び第23条の3第1項の規定の適用については、第23条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の2の3の2第1項」と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の2の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第6条の2の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第9条の2の2第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の6第1項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項又は附則第11条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第6条の4の2 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特</p>	<p>2 前項の規定の適用がある場合における第23条の2及び第23条の3第1項の規定の適用については、第23条の2中「前2条」とあるのは「前2条並びに附則第6条の2の3の2第1項」と、第23条の3第1項中「前3条」とあるのは「前3条並びに附則第6条の2の3の2第1項」とする。</p> <p>（寄附金税額控除における特例控除額の特例）</p> <p>第6条の2の4 第23条の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第11項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第19条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第9条の2第1項、附則第9条の2の2第1項、附則第9条の3第1項、附則第9条の6第1項、附則第10条第1項、附則第10条の2第1項又は附則第11条第1項の規定の適用を受けるときは、第23条第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項（法附則第5条の6第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に定めるところにより計算した金額とする。</p> <p>（法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合）</p> <p>第6条の4の2 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特</p>

改正前	改正後
別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
6 法附則第15条第28項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	6 法附則第15条第29項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
7 法附則第15条第29項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	7 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
8 法附則第15条第29項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	8 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
9 法附則第15条第29項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	9 法附則第15条第30項第3号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
10 法附則第15条第30項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	10 法附則第15条第31項第1号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
11 法附則第15条第30項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	11 法附則第15条第31項第2号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
12 法附則第15条第32項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	12 法附則第15条第33項第1号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
13 法附則第15条第32項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	13 法附則第15条第33項第1号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
14 法附則第15条第32項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	14 法附則第15条第33項第1号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
15 法附則第15条第32項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	15 法附則第15条第33項第1号ニに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
16 法附則第15条第32項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。	16 法附則第15条第33項第1号ホに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。
17 法附則第15条第32項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	17 法附則第15条第33項第2号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
18 法附則第15条第32項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。	18 法附則第15条第33項第2号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は4分の3とする。
19 法附則第15条第32項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	19 法附則第15条第33項第3号イに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。
20 法附則第15条第32項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。	20 法附則第15条第33項第3号ロに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。

改正前			改正後		
<p>21 法附則第15条第32項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第37項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>24 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第46項に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第6条の10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>21 法附則第15条第33項第3号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>22 法附則第15条第38項に規定する市の条例で定める割合は3分の2とする。</p> <p>23 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>24 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする。</p> <p>25 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は0とする。</p> <p>26 (略)</p> <p>(市街化区域農地に対して課する平成6年度以降の各年度分の固定資産税の特例)</p> <p>第6条の10 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前2項の規定は、平成5年度に係る賦課期日後に令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由により新たに市街化区域農地となつた土地(当該事由の生じた日以後令附則第14条の2第1項各号に掲げる事情により新たに市街化区域農地となつた土地を含む。)に係る固定資産税について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日(当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下本条において同じ。)	第1項中表以外の部分	平成6年度	市街化区域設定年度(令附則第14条の2第2項第2号から第5号までに掲げる事由の生じた日の属する年の翌年の1月1日(当該事由の生じた日が1月1日である場合には、同日)を賦課期日とする年度をいう。以下この条において同じ。)
	平成5年度に	市街化区域設定年度に		平成5年度に	市街化区域設定年度に
(略)			(略)		
<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p>			<p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第7条の3 (略)</p>		



改正前	改正後
<p>2～5 (略)</p> <p>6 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>7 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第21項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第22項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>2～5 (略)</p> <p>6 <u>法附則第15条の8第4項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の1月31日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第12条第16項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）</u></p> <p>(2) <u>家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積</u></p> <p>(3) <u>家屋の建築年月日及び登記年月日</u></p> <p>7 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震改修が完了した日から三月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に当該耐震改修に要した費用を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>8 法附則第15条の9第4項の高齢者等居住改修住宅又は同条第5項の高齢者等居住改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第4項に規定する居住安全改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第8項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 令附則第12条第23項に掲げる者に該当する者の住所、氏名及び当該者が同項各号のいずれに該当するかの別</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 居住安全改修工事に要した費用並びに令附則第12条第24項に規定する補助金等、居宅介護住宅改修費及び介護予防住宅改修費</p> <p>(7) (略)</p> <p>9 法附則第15条の9第9項の熱損失防止改修住宅又は同条第10項の熱損失防止改修専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、同条第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第9項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29条に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>9 (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p> <p>10 (略)</p>
<p>10 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>11 法附則第15条の9の2第4項に規定する特定熱損失防止改修住宅又は同条第5項に規定する特定熱損失防止改修住宅専有部分について、これらの規定の適用を受けようとする者は、法附則第15条の9第9項に規定する熱損失防止改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第29項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 熱損失防止改修工事に要した費用及び令附則第12条第31項に規定する補助金等</p> <p>(6) (略)</p>
<p>11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条17項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>	<p>12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第13項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条19項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(6) (略)</p>	<p>(1)～(6) (略)</p>
<p>12 (略)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第9条の7 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車<del>が初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)</del>を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>13 (略)</p> <p>(軽自動車税の税率の特例)</p> <p>第9条の7 <u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)</u>を受けた法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する平成31年度分の軽自動車税に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前			改正後		
第2号ア	3,900円	4,600円	(略)		
	6,900円	8,200円			
	10,800円	12,900円			
	3,800円	4,500円			
	5,000円	6,000円			
<p>2 <u>法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>					
第2号ア	<u>3,900円</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>6,900円</u>	<u>1,800円</u>			
	<u>10,800円</u>	<u>2,700円</u>			
	<u>3,800円</u>	<u>1,000円</u>			
	<u>5,000円</u>	<u>1,300円</u>			
<p>3 <u>法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この条（第5項を除く。）において同じ。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号の指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p>					
第2号ア	3,900円	2,000円			

改正前		改正後	
	6,900円	3,500円	
	10,800円	5,400円	
	3,800円	1,900円	
	5,000円	2,500円	

4 法附則第30条第5項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、平成29年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	3,000円
	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア	3,900円	1,000円
------	--------	--------

改正前	改正後												
<p>6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第3項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1464 140 1794 229">6,900円</td> <td data-bbox="1794 140 2134 229">1,800円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 229 1794 300">10,800円</td> <td data-bbox="1794 229 2134 300">2,700円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 300 1794 370">3,800円</td> <td data-bbox="1794 300 2134 370">1,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 370 1794 451">5,000円</td> <td data-bbox="1794 370 2134 451">1,300円</td> </tr> </table>	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円			
6,900円	1,800円												
10,800円	2,700円												
3,800円	1,000円												
5,000円	1,300円												
<p>7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>第4項の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1464 1171 1794 874" rowspan="5">第2号ア</td> <td data-bbox="1794 1171 2134 874">3,900円</td> <td data-bbox="1794 1171 2134 874">2,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 874 2134 944">6,900円</td> <td data-bbox="1794 874 2134 944">3,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 944 2134 1015">10,800円</td> <td data-bbox="1794 944 2134 1015">5,400円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 1015 2134 1085">3,800円</td> <td data-bbox="1794 1015 2134 1085">1,900円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1464 1085 2134 1171">5,000円</td> <td data-bbox="1794 1085 2134 1171">2,500円</td> </tr> </table>	第2号ア	3,900円	2,000円	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	3,800円	1,900円	5,000円	2,500円
第2号ア	3,900円	2,000円											
	6,900円	3,500円											
	10,800円	5,400円											
	3,800円	1,900円											
	5,000円	2,500円											
		<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、<u>次の表</u>の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>											

改正前	改正後		
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の7の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の8 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「<u>地方団体に対する寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>地方団体に対する寄附金</u>を受領する<u>地方団体の長</u>に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更が</p>	<p>第2号ア</p>	<p>3,900円</p>	<p>3,000円</p>
		<p>6,900円</p>	<p>5,200円</p>
		<p>10,800円</p>	<p>8,100円</p>
		<p>3,800円</p>	<p>2,900円</p>
		<p>5,000円</p>	<p>3,800円</p>
<p>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の7の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(個人の市民税の寄附金税額控除に係る申告の特例等)</p> <p>第9条の8 法附則第7条第8項に規定する申告特例対象寄附者（次項において「申告特例対象寄附者」という。）は、当分の間、第34条の7第1項及び第2項の規定により控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第36条の2第4項の規定による申告書の提出（第36条の3の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第2条第1項第37号に規定する確定申告書の提出を含む。）に代えて、法第314条の7第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下この項及び次条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、<u>特例控除対象寄附金</u>を受領する<u>都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長</u>（次項及び第3項において「<u>都道府県知事等</u>」という。）に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。</p> <p>2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更が</p>			

改正前	改正後
<p>あったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>地方団体の長</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>地方団体の長</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第9条の8の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に<u>地方団体に対する寄附金を支出し</u>、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>	<p>あったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った<u>都道府県知事等</u>に対し、施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他施行規則で定める事項を届け出なければならない。</p> <p>3 申告特例の求めを受けた<u>都道府県知事等</u>は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。</p> <p>4 （略）</p> <p>第9条の8の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中<u>特例控除対象寄附金を支出し</u>、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（<u>法附則第7条第13項の規定によりなかつたものとみなされる場合を除く。</u>）には、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条の7第1項及び第2項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。</p>

第2条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例（平成29年泉南市条例第21号）新旧対照表

改正前	改正後			
<p>第1条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第9条の7の見出しを「（軽自動車税の種別割の特例）」に改め、同条第1項中「<u>初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による</u>」を「<u>最初の法第444条第3項に規定する</u>」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p>	<p>第1条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（昭和32年泉南市条例第6号）の一部を次のように改正する。</p> <p>附則第9条の7の見出しを「（軽自動車税の種別割の特例）」に改め、同条第1項中「<u>平成18年3月31日までに初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第30条第1項</u>」を「<u>法附則第30条</u>」に、「平成31年度分」を「<u>当該軽自動車</u>が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。</p>			
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="107 1410 439 1437">第2号ア（イ）</td> <td data-bbox="439 1410 770 1437">3,900円</td> <td data-bbox="770 1410 1106 1437">4,600円</td> </tr> </table>	第2号ア（イ）	3,900円	4,600円	
第2号ア（イ）	3,900円	4,600円		

改正前			改正後		
第2号ア (ウ) a	6,900円	8,200円	(略)		
	10,800円	12,900円			
第2号ア (ウ) b	3,800円	4,500円	附則第9条の7第2項から第4項までを削り、同条を附則第9条の7の6とし、附則第9条の6の次に次の5条を加える。		
	5,000円	6,000円			
<p>附則第9条の7第2項から第7項までを削り、同条を附則第9条の7の6とし、附則第9条の6の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第9条の7の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附則第9条の7第2項から第4項までを削り、同条を附則第9条の7の6とし、附則第9条の6の次に次の5条を加える。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</p> <p>第9条の7の5 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
第1号	100分の1	100分の0.5	(略)		
第2号	100分の2	100分の1			
第3号	100分の3	100分の2			
<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4 (第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>			<p>2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第72条の4 (第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、<u>当分の間</u>、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。</p>		

### 第3条 泉南市市税賦課徴収条例等の一部を改正する条例 (平成30年泉南市条例第26号) 新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (昭和32年泉南市条例第6号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第39条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第42条の13第2項」を「第42条の13第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1</p>	<p>第1条 泉南市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例 (昭和32年泉南市条例第6号) の一部を次のように改正する。</p> <p>第39条第1項中「による申告書」の次に「(第10項、<u>第11項及び第13項</u>において「納税申告書」という。)」を加え、同条第7項中「第42条の13第2項」を「第42条の13第4項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第6項を同条第8項とし、同条第5項中「第3項の場合」を「第5項の場合」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項を同条第6項とし、同条第3項中「第5項第1号」を「第7項第1号」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「法の施行地に本店若しくは主たる事務所若しくは事業所を有する法人」を「内国法人」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第26項」に、「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第4項と</p>



改正前	改正後
<p>項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第39条に次の3項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市（町・村）民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法<u>その他施行規則で定める方法</u>により市（町・村）長に提供することにより、行わなければならない</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市（町・村）長に到達したものとみなす。</p>	<p>し、同条第1項の次に次の2項を加える。</p> <p>2 法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有する法人（以下この条において「内国法人」という。）が、租税特別措置法第66条の7第4項及び第10項又は第68条の91第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第24項及び令第48条の12の2に規定するところにより、控除すべき額を前項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>3 内国法人が、租税特別措置法第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項の規定の適用を受ける場合には、法第321条の8第25項及び令第48条の12の3に規定するところにより、控除すべき額を第1項の規定により申告納付すべき法人税割額から控除する。</p> <p>第39条に次の8項を加える。</p> <p>10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市（町・村）民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第12項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法により市（町・村）長に提供することにより、行わなければならない。</p> <p>11 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。</p> <p>12 第10項の規定により行われた同項の申告は、<u>申告書記載事項が法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市（町・村）長に到達したものとみなす。</u></p> <p>13 <u>第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができると認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、</u></p>

改正前	改正後
<p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中泉南州市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第1項の改正規定並びに同条に<u>3項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p>	<p><u>又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。</u></p> <p><u>14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となつた事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p><u>16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があつたときは、これらの処分又は届出書の提出があつた日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。</u></p> <p><u>17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があつたときは、これらの届出書の提出又は処分があつた日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 第1条中泉南州市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第1項の改正規定並びに同条に<u>8項</u>を加える改正規定並びに次条第3項の規定 平成32年4月1日</p> <p>(6)～(10) (略)</p>

改正前	改正後
<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第10項から第12項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>	<p>(市民税に関する経過措置)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1条の規定による改正後の泉南市市税賦課徴収条例第11条第1項及び第3項並びに第39条第10項から第17項までの規定は、前条第5号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。</p>



報告第3号補助資料 泉南市都市計画税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第18項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第39項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第39項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第43項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第43項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする</p> <p>5～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、<u>第17項、第18項、第20項から第24項まで、第26項、第27項、第31項、第35項、第39項、第42項、第43項若しくは第47項、</u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(法附則第15条第19項の条例で定める割合)</p> <p>2 法附則第15条第19項に規定する市の条例で定める割合は5分の3（都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法附則第15条第18項に規定する市の条例で定める割合は2分の1）とする。</p> <p>(法附則第15条第40項の条例で定める割合)</p> <p>3 法附則第15条第40項に規定する市の条例で定める割合は5分の4とする。</p> <p>(法附則第15条第44項の条例で定める割合)</p> <p>4 法附則第15条第44項に規定する市の条例で定める割合は2分の1とする</p> <p>5～16 (略)</p> <p>17 法附則第15条第1項、第13項、<u>第18項、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項、第44項若しくは第48項から第50項まで、</u>第15条の2第2項又は第15条の3の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第34項」とあるのは「若しくは第34項又は法附則第15条から第15条の3まで」とする。</p> <p>18 (略)</p>



報告第4号補助資料 泉南市国民健康保険税条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>275,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>500,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>(略)</p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>280,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前号に該当する者を除く。)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、330,000円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>510,000円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)</p> <p>(略)</p>





議案第4号補助資料 泉南市行政不服審査に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(手数料の額及び減免)</p> <p>第9条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日本工業規格</u>A列3番までの大きさの用紙 1枚につき10円</p> <p>(2) <u>日本工業規格</u>A列3番を超える大きさの用紙 実費相当額</p> <p>2 (略)</p>	<p>(手数料の額及び減免)</p> <p>第9条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による交付に係る手数料の額は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>日本産業規格</u>A列3番までの大きさの用紙 1枚につき10円</p> <p>(2) <u>日本産業規格</u>A列3番を超える大きさの用紙 実費相当額</p> <p>2 (略)</p>



議案第5号補助資料 職員の服務の宣誓に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>様式1 (教育公務員を除く職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> </div> <p>様式2 (教育公務員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> </div>	<p>(職員の服務の宣誓)</p> <p>第2条 新たに職員となつた者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、様式第1号又は様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。</p> <p>様式第1号 (第2条関係) (教育公務員を除く職員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> </div> <p>様式第2号 (第2条関係) (教育公務員)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p style="text-align: center;">宣 誓 書</p> <p>私は、ここに主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、且つ、擁護することを固く誓います。</p> <p>私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに、公務を民主的且つ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として誠実且つ公正に職務を執行することを固く誓います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 <span style="float: right;">㊟</span></p> </div>



議案第6号補助資料 特別職の職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>附 則 1～4 (略) (他の地方公共団体等の職員から副市長となった者の退職手当)</p> <p>5 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員(以下「他の地方公共団体等の職員」という。)であって当該他の地方公共団体の条例又は法に基づく退職手当を受けないで引き続き副市長となった場合における当該他の地方公共団体等の職員に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 退職日における給料月額にその者の副市長としての在職月数を乗じて得た額に、第3条第1項第2号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 前項の副市長が引き続き他の地方公共団体等の職員となったときは、同項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。</p> <p>7・8 (略)</p>	<p>附 則 1～4 (略) (他の地方公共団体等の職員から副市長又は教育長となった者の退職手当)</p> <p>5 他の地方公共団体の職員又は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する職員(以下「他の地方公共団体等の職員」という。)であって当該他の地方公共団体の条例又は法に基づく退職手当を受けないで引き続き副市長又は教育長となった場合における当該他の地方公共団体等の職員に対する退職手当の額は、第3条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額を合計して得た額とする。</p> <p>(1) 退職日における給料月額にその者の副市長又は教育長としての在職月数を乗じて得た額に、第3条第1項第2号又は第3号に定める割合を乗じて得た額</p> <p>(2) (略)</p> <p>6 前項の副市長又は教育長が引き続き他の地方公共団体等の職員となったときは、同項の規定にかかわらず、退職手当は支給しない。</p> <p>7・8 (略)</p>



議案第7号補助資料 泉南市財政状況の公表に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(財政状況の公表の内容)</p> <p>第3条 毎年5月に行う財政状況の公表においては、毎年2月末現在における次に掲げる事項を別記様式により公表しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>様式</p>	<p>(財政状況の公表の内容)</p> <p>第3条 毎年5月に行う財政状況の公表においては、毎年2月末現在における次に掲げる事項を規則で定める様式により公表しなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>2 (略)</p>





議案第 8 号補助資料 泉南州市税賦課徴収条例新旧対照表

第 1 条による泉南州市税賦課徴収条例（昭和 3 2 年泉南市条例第 6 号）新旧対照表

改正前	改正後
<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7～9</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項の公的年金等の支払者</u>（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初</p>	<p>(市民税の申告)</p> <p>第26条 (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p><u>7 第1項又は第5項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第190条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第1項の申告書を提出するときは、法第317条の2第1項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。</u></p> <p><u>8～10</u> (略)</p> <p>(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>同項に規定する給与等の支払者</u>（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p><u>(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第27条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（<u>所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。</u>以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、扶養親族（控除対象扶養親族</p>

改正前	改正後
<p>に<u>同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>	<p>を除く。)を有する者若しくは<u>单身児童扶養者である者</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき<u>所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者</u>(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に<u>公的年金等の支払を受ける日の前日までに</u>、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(3) (略)</p>	<p>(3) <u>当該公的年金等受給者が单身児童扶養者に該当する場合には、その旨</u></p> <p>(4) (略)</p>
<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合</u>に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>	<p>2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合</u>に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。</p>
<p>3 (略)</p>	<p>3 (略)</p>
<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の5第5項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>	<p>4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が<u>所得税法第203条の6第6項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には</u>、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。</p>
<p>5 (略)</p>	<p>5 (略)</p>
<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第28条 市民税の納税義務者が第26条第1項、第2項若しくは第3項の規定によつて提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかつた場合又は同条第8項若しくは第9項の規定によつて申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>	<p>(市民税に係る不申告に関する過料)</p> <p>第28条 市民税の納税義務者が第26条第1項、第2項若しくは第3項の規定により提出すべき申告書を正当な事由がなく提出しなかつた場合又は同条第9項若しくは第10項の規定により申告すべき事項について正当な理由がなく申告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。</p>

改正前	改正後
<p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第9条の7 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税)</u> 第9条の7 法第451条第1項第1号(同条第4項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間(附則第9条の7の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第71条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)</u> 第9条の7の2 市長は、当分の間、第72条の2の規定にかかわらず、府知事が自動車税の環境性能割を課税免除する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を課さない。</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例) 第9条の7の3 (略)</p> <p>2 府知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)又は法第451条第1項若しくは第2項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。</p> <p>3 府知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第9条の7の5の規定により読み替えられた第72条の6第1項の納期限(納期限の延長があつたときは、その延長された納期限)後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその</p>

改正前	改正後
<p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)  <u>第9条の7の2</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告の特例)  <u>第9条の7の3</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付)  <u>第9条の7の4</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)  <u>第9条の7の5</u> (略)  2 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)  <u>第9条の7の6</u> 法附則第30条に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する</p>	<p><u>他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。</u></p> <p><u>4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)  <u>第9条の7の4</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の申告の特例)  <u>第9条の7の5</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の徴収取扱費の交付)  <u>第9条の7の6</u> (略)</p> <p>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)  <u>第9条の7の7</u> (略)  2 (略)</p> <p><u>3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗用のものに対する第72条の4(第2号に係る部分に限る。)及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)  <u>第9条の8</u> 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)(以下この条において「初回車両番</p>

改正前	改正後													
<p>年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>													
	<p>2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>1,800円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>2,700円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>5,000円</td> <td>1,300円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円	10,800円	2,700円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円	5,000円	1,300円
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円												
第2号ア(ウ) a	6,900円	1,800円												
	10,800円	2,700円												
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,000円												
	5,000円	1,300円												
	<p>3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>													
	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>第2号ア(イ)</td> <td>3,900円</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第2号ア(ウ) a</td> <td>6,900円</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>10,800円</td> <td>5,400円</td> </tr> <tr> <td>第2号ア(ウ) b</td> <td>3,800円</td> <td>1,900円</td> </tr> </tbody> </table>	第2号ア(イ)	3,900円	2,000円	第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円	10,800円	5,400円	第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円		
第2号ア(イ)	3,900円	2,000円												
第2号ア(ウ) a	6,900円	3,500円												
	10,800円	5,400円												
第2号ア(ウ) b	3,800円	1,900円												

改正前	改正後	
	5,000円	2,500円
	<p>4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第73条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
	第2号ア（イ）	3,900円 3,000円
	第2号ア（ウ） a	6,900円 5,200円
		10,800円 8,100円
	第2号ア（ウ） b	3,800円 2,900円
		5,000円 3,800円
	<p>（軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例）</p>	
	<p>第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	
	<p>2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第74条第2項の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第79条及び第80条の規定を除く。）を適用する。</p>	
	<p>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、</p>	

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p><u>第9条の8</u> (略)</p> <p><u>第9条の8の2</u> (略)</p>	<p><u>同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p>(個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等)</p> <p><u>第9条の9</u> (略)</p> <p><u>第9条の9の2</u> (略)</p>

## 第2条による泉南市市税賦課徴収条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第42条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦又は寡夫（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。）（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	<p>(個人の市民税の非課税の範囲)</p> <p>第12条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、市民税（第2号に該当する者にあつては、第42条の2の規定により課する所得割（以下「分離課税に係る所得割」という。）を除く。）を課さない。ただし、法の施行地に住所を有しない者についてはこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 障害者、未成年者、寡婦、寡夫又は<u>单身児童扶養者</u>（これらの者の前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く。）</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(軽自動車税の種別割の税率の特例)</p> <p>第9条の8 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定（次項から第5項までにおいて「初回車両番号指定」という。）（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第73条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>

改正前	改正後
(略)	(略)
<p>2～4 (略)</p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第4項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>	<p>2～4 (略)</p> <p><u>5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第73条の規定の適用については、当該軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <p>(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)</p> <p>第9条の8の2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車の前条第2項から第5項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</p>
2・3 (略)	2・3 (略)



議案第9号補助資料 泉南市立公民館条例等新旧対照表

第1条 泉南市立公民館条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員の基準)</p> <p>第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>公民館の活動に理解と熱意がある者</u>並びに学識経験のある者の中から、泉南市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p>	<p>(委員の基準)</p> <p>第4条 審議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>公募による市民並びに学識経験のある者</u>の中から、泉南市教育委員会（以下「委員会」という。）が委嘱する。</p>

第2条 泉南市立文化ホール条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(協議会の組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者並びに学識経験のある者の中から、委員会が任命する。</p>	<p>(協議会の組織)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、<u>公募による市民並びに学識経験のある者</u>の中から、委員会が任命する。</p>

第3条 泉南市立図書館条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(委員の基準)</p> <p>第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>図書館の活動に理解と熱意がある者</u>並びに学識経験のある者の中から、泉南市教育委員会が任命する。</p>	<p>(委員の基準)</p> <p>第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、<u>公募による市民並びに学識経験のある者</u>の中から、泉南市教育委員会が任命する。</p>



議案第10号補助資料 泉南市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないことができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこと<u>とすることができる</u>。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>市長は、家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、同号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>5 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>子ども・子育て支援法第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設(法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。)</u></p> <p>(2) <u>法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの</u></p>
<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー</p>	<p>(食事の提供の特例)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 搬入施設は、次の各号に掲げるいずれかの施設とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有するとともに、利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー</p>

改正前	改正後
<p>等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が<u>適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。<u>附則第2条第2項において同じ。</u>）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 （略）</p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、<u>施行日後に家庭的保育事業（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）</u>の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等は、<u>連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる</u>と市が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施</p>	<p>等への配慮、必要な栄養素量の給与等、<u>利用乳幼児</u>の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができる者として市が<u>適当と認めるもの</u>（家庭的保育事業者が第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所（第23条第2項に規定する家庭的保育者の居宅に限る。）において家庭的保育事業を行う場合に限る。）</p> <p>（連携施設に関する特例）</p> <p>第45条 （略）</p> <p><u>2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>（食事の提供の経過措置）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、施行日から起算して10年を経過する日までの間は、第15条、第22条第4号（調理設備に係る部分に限る。）及び第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）の規定は、適用しないことができる。この場合において、当該施設等は、第3条第1項に規定する利用乳幼児への食事の提供を同項に規定する家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理施設において調理する方法を含む。）により行うために必要な体制を確保するよう努めなければならない。</p> <p>（連携施設に関する経過措置）</p> <p>第3条 家庭的保育事業者等（<u>特例保育所型事業所内保育事業者を除く。</u>）は、<u>連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる</u>と市が認める</p>

改正前	改正後
行日から起算して <u>5年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して <u>10年</u> を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。



議案第11号補助資料 泉南市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>	<p>(職員)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)</p> <p>(6)～(10) (略)</p> <p>4・5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>(職員に関する経過措置)</p> <p>第2条 この条例の施行の日から令和2年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(令和2年3月31日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。</p>





議案第12号補助資料 災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>(利率)</u>            第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセントとする。</p> <p>(償還等)            第15条 災害援護資金は、年賦償還又は半年賦償還とする。            2 (略)            3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第12条までの規定によるものとする。</p>	<p><u>(保証人及び利率)</u>            第14条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。            2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。            3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。</p> <p>(償還等)            第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。            2 (略)            3 償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</p>



議案第13号補助資料 泉南市し尿処理場設置並びに管理条例新旧対照表

改正前	改正後
<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第11条 第2条の処理施設に置く技術管理者に係る資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>	<p>(技術管理者の資格)</p> <p>第11条 第2条の処理施設に置く技術管理者に係る資格は、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあっては、土木工学。次号において同じ。)若しくは化学工学に関する科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、4年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(7) 学校教育法に基づく短期大学<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。)</u>若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学若しくはこれらに相当する課程において衛生工学若しくは化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した<u>(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。)</u>後、5年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有する者</p> <p>(8)～(11) (略)</p>



議案第14号補助資料 泉南市の公害防止と環境保全に関する条例新旧対照表

改正前	改正後
<p><u>別表第1</u>            特定工場及び特定事業場            1～3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる事業場</p> <p>(1) 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）</p> <p>(2) 自動車ターミナル（営業自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）</p> <p>(3) ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド</p> <p>(4) 自動車洗車場（スチームクリーナー又は自動式車両洗淨施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行なわれるものに限る。）</p> <p>(6) へい獣処理場（へい獣処理場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第5項に規定する化製場を除く。）</p> <p>(7) と畜場</p> <p>(8) 畜舎（飼養規模が鶏1,000羽以上、牛、馬又はこれらの合計が10頭以上、豚25頭以上のものに限る。）</p> <p>(9) ブロイラー加工場</p> <p>(10) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場</p> <p>(11) 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。以下ボイラーにおいても同じ。）            ボイラー（<u>日本工業規格</u>B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところによる算定した伝熱面積が5平方メートル未満のものを除く。）又は焼却炉（焼却能力が、1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場</p> <p>(12) 冷暖房設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び公衆浴場（浴室の床面積の合計が150平方メートル未満のものを除く。）で揚水施設を有するもの</p> <p>(13) 産業廃棄物処理</p>	<p><u>別表第1（第2条関係）</u>            特定工場及び特定事業場            1～3 (略)</p> <p>4 次の各号に掲げる事業場</p> <p>(1) 自動車駐車場（自動車等の収容能力が20台以上のものに限る。）</p> <p>(2) 自動車ターミナル（営業自動車を同時に10台以上停留させることができるものに限る。）</p> <p>(3) ガソリンスタンド及び液化石油ガススタンド</p> <p>(4) 自動車洗車場（スチームクリーナー又は自動式車両洗淨施設を有するものに限る。）</p> <p>(5) セメントサイロ（セメント袋詰め作業が行なわれるものに限る。）</p> <p>(6) へい獣処理場（へい獣処理場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第1条第5項に規定する化製場を除く。）</p> <p>(7) と畜場</p> <p>(8) 畜舎（飼養規模が鶏1,000羽以上、牛、馬又はこれらの合計が10頭以上、豚25頭以上のものに限る。）</p> <p>(9) ブロイラー加工場</p> <p>(10) 工業用材料薬品の小分けの用に供する施設を有する作業場</p> <p>(11) 暖房用熱風炉（熱源として電気又は廃熱のみを使用するもの及びいおう化合物の含有率が体積比で0.1パーセント以下であるガスを燃料として専焼させるものを除く。以下ボイラーにおいても同じ。）            ボイラー（<u>日本産業規格</u>B8201及びB8203伝熱面積の項で定めるところによる算定した伝熱面積が5平方メートル未満のものを除く。）又は焼却炉（焼却能力が、1時間当たり50キログラム未満のものを除く。）を有する事業場</p> <p>(12) 冷暖房設備、水洗便所又は洗車設備の用に供する地下水を揚水するための揚水施設を有する事業場及び公衆浴場（浴室の床面積の合計が150平方メートル未満のものを除く。）で揚水施設を有するもの</p> <p>(13) 産業廃棄物処理</p>

改正前	改正後
<p>(14) 車両解体場  (15) 採石場及び砕石場  (16) ボーリング場  (17) バツテイングセンター  (18) ゴルフ練習場  (19) 自動車教習所（練習場のあるものに限る。）及び自動車練習場  (20) 銃砲を使用する射げき場</p> <p>別表第2  特定建設作業  1～7 （略）</p> <p>別表第3  イ・ロ（略）</p>	<p>(14) 車両解体場  (15) 採石場及び砕石場  (16) ボーリング場  (17) バツテイングセンター  (18) ゴルフ練習場  (19) 自動車教習所（練習場のあるものに限る。）及び自動車練習場  (20) 銃砲を使用する射げき場</p> <p><u>別表第2（第2条関係）</u>  特定建設作業  1～7 （略）</p> <p><u>別表第3（第2条関係）</u>  イ・ロ（略）</p>

